

## 暫定的な貸付けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、一時貸付けや3年を超える貸付け、事業用定期借地権の設定による貸付けの要望を受け付けています。物件により貸付けのできる用途・期間は異なりますので、詳細は受付担当課（統括）までお問い合わせ下さい。これらの貸付けは、有償となり、貸付け期間が満了した場合、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する仕様や使用目的によってはお貸しできない場合があります。また、下表の備考欄に「売却要望も受付中」と記載されている物件については、貸付要望に加え、売却要望も受け付けていますので、同様に受付担当課までお問い合わせください。

国有地の貸付及び売却は、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定します。ホームページの更新の都合上、既に貸付けを行っている場合がありますので、その節はご了承願います。

令和3年12月15日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	暫定活用可能な貸付け			貸付けが可能な期間	要望受付期間	事務所等	担当	電話番号	備考
				一時貸付け	3年を超える貸付け	事業用定期借地権の設定による貸付け						
1	大阪府和泉市黒島町1666番2	雑種地	149.48	○			最長3年間	—	局	3統括	06-6949-6616	・売却要望も受付中
2	大阪府枚方市渚茶町1432番6	宅地	32.53	○			最長3年間	—	局	3統括	06-6949-6616	・売却要望も受付中
3	京都府舞鶴市字余部上小字余部上629番1外2筆	雑種地外	852.49	○			最長3年間	随時受付中	舞鶴	統括	0773-62-3558	
4	京都府舞鶴市字余部上小字余部上634番21	宅地	150.02	○			最長3年間	随時受付中	舞鶴	統括	0773-62-3558	
5	京都府舞鶴市字松陰小字嶋崎15番4外4筆	宅地	3,218.86	○			最長3年間	—	舞鶴	統括	0773-62-3558	(国利用財産)
6	京都府舞鶴市字浜小字浜2022番外地先	宅地	641.33	○			最長3年間	—	舞鶴	統括	0773-62-3558	(個別活用財産)
7	京都府舞鶴市字長浜小字長浜1017番1	雑種地	5,187.99	○			最長3年間	—	舞鶴	統括	0773-62-3558	(個別活用財産)
8	京都府舞鶴市字西小字西町108番1外1筆	宅地	3,028.51	○			最長3年間	—	舞鶴	統括	0773-62-3558	(個別活用財産)
9	京都府舞鶴市字西小字西町108番3	宅地	3,350.74	○			最長3年間	—	舞鶴	統括	0773-62-3558	(個別活用財産)
10	京都府舞鶴市字浜小字浜2034番のうち	山林	883.40	○			最長3年間	—	舞鶴	統括	0773-62-3558	(個別活用財産)
11	京都府舞鶴市字浜小字浜2034番のうち	山林	41,263.91	○			最長3年間	—	舞鶴	統括	0773-62-3558	(個別活用財産) 有効面積 山頂部分:約9,000㎡
12	京都府舞鶴市字浜小字浜2033番	宅地	6,590.42	○			最長3年間	—	舞鶴	統括	0773-62-3558	(個別活用財産)
13	兵庫県美方郡香美町香住区山手213番外1筆	宅地	590.33	○			最長3年間	随時受付中	神戸	3統括	078-391-6947	
14	兵庫県美方郡香美町香住区山手28番外1筆	宅地	469.51	○			最長3年間	随時受付中	神戸	3統括	078-391-6947	
15	兵庫県美方郡香美町香住区山手34番	宅地	149.76	○			最長3年間	随時受付中	神戸	3統括	078-391-6947	
16	奈良県奈良市六条1丁目421番4外4筆	畑外	1,580.66	○			最長3年間	随時受付中	奈良	管財課	0742-27-3164	
17	奈良県北葛城郡広陵町大字萱野499番1	田	534.46	○			最長3年間	—	奈良	管財課	0742-27-3164	・売却要望も受付中
18	和歌山県海草郡紀美野町中田字中尾659番2	宅地	605.52	○			最長3年間	—	和歌山	管財課	073-422-6144	・売却要望も受付中
19	滋賀県東近江市五個荘石馬寺町字東谷775番	宅地	311.30	○			最長3年間	—	大津	管財課	077-522-3768	・売却要望も受付中

※ 記載事項は掲載時点のものであり、今後、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

### ●一時貸付け

・利用できる期間は3年以内となり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月種)、マンションギャラリー、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でもご利用いただけます。

### ●3年を超える貸付け

・利用できる期間は3年超30年以内となり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月種)、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でもご利用いただけます。

・建物所有以外の使用目的である場合に限ります。

### ●事業用定期借地権による貸付け

・利用できる期間は10年以上30年以内となります。